

東京農工大学総合情報メディアセンター運営規則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>第6条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 研究・財務戦略部長</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>本則</p> <p>第6条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 総務・経営企画部総務課長</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>情報化統括責任者(CIO)が、理事(学術・研究担当)から交代するため。</p> <p>変更後の委員は、総合情報メディアセンターの事務担当部署に所属し、常日頃よりセンター関係者と連携を行っている総務・経営企画部総務課長とする。</p>

附 則 (令和4年4月1日情規則第1号)  
この規則は、令和4年4月1日から施行する。